

(仮称)新北条砂丘風力発電事業 環境影響評価方法書

鳥取県環境影響評価審査会(第2回)
補足資料

2023年6月



JR東日本エネルギー開発株式会社

JR - EAST Energy Development Co., Ltd.

目次

1. 令和5年環境影響評価審査会（第1回）の
質疑応答概要
2. 令和5年環境影響評価審査会（第1回）の
開催後にあった意見・質問

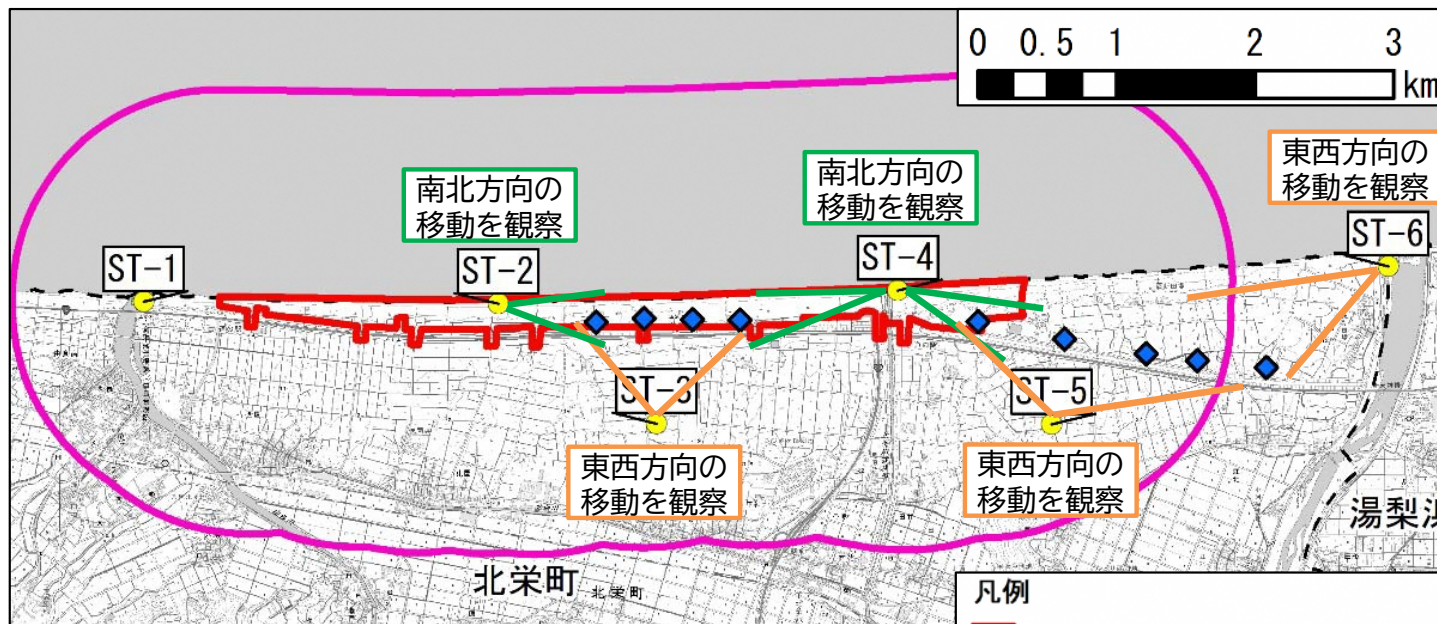
1. 環境影響評価審査会(第1回)の質 疑応答概要

1. 環境影響評価審査会(第1回)の質疑応答概要

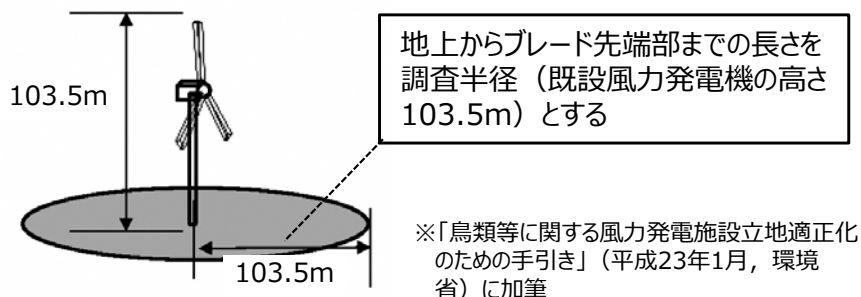
【質問・意見：動物・植物・生態系①】

風車のバードストライクの影響は具体化されていないのが現状。偶然にも既設の風車があり、バードストライクの影響を調査する絶好のチャンス。既存の風車のバードストライクの発生をしっかりと調査して欲しい。実際風車に当たった鳥は吹き飛んだり、バラバラになるが、それらはカラスや哺乳類に速やかに拾われて無くなってしまふので、持ち去られる前にデータを集めるようにしてほしい。多くの事故は夜に起こっていると推察するため夜間調査をして欲しい。

【桐原委員】



【既設風力発電機周辺での死骸調査の範囲】



凡例

- 対象事業実施区域
- 行政区域
- ◆ 既設風力発電機(北条砂丘風力発電所)
- 調査地域(希少猛禽類、渡り鳥)
- 調査地点(希少猛禽類、渡り鳥)

【事業者の回答】

毎月の猛禽類調査及び春・秋各4回の渡り鳥調査では、既設の風量発電機周辺での鳥類の行動の観察を考慮した調査地点の配置を計画しており、確認された行動を予測評価に反映する方針である。既設風力発電機周辺におけるバードストライク等による死骸の確認についても北栄町役場と相談し、検討する。

夜間調査については、任意観察法において実施するほか、渡り鳥調査では日の出、日の入り前後にも調査を実施することとしている。

1. 環境影響評価審査会(第1回)の質疑応答概要

【質問・意見：動物・植物・生態系②】

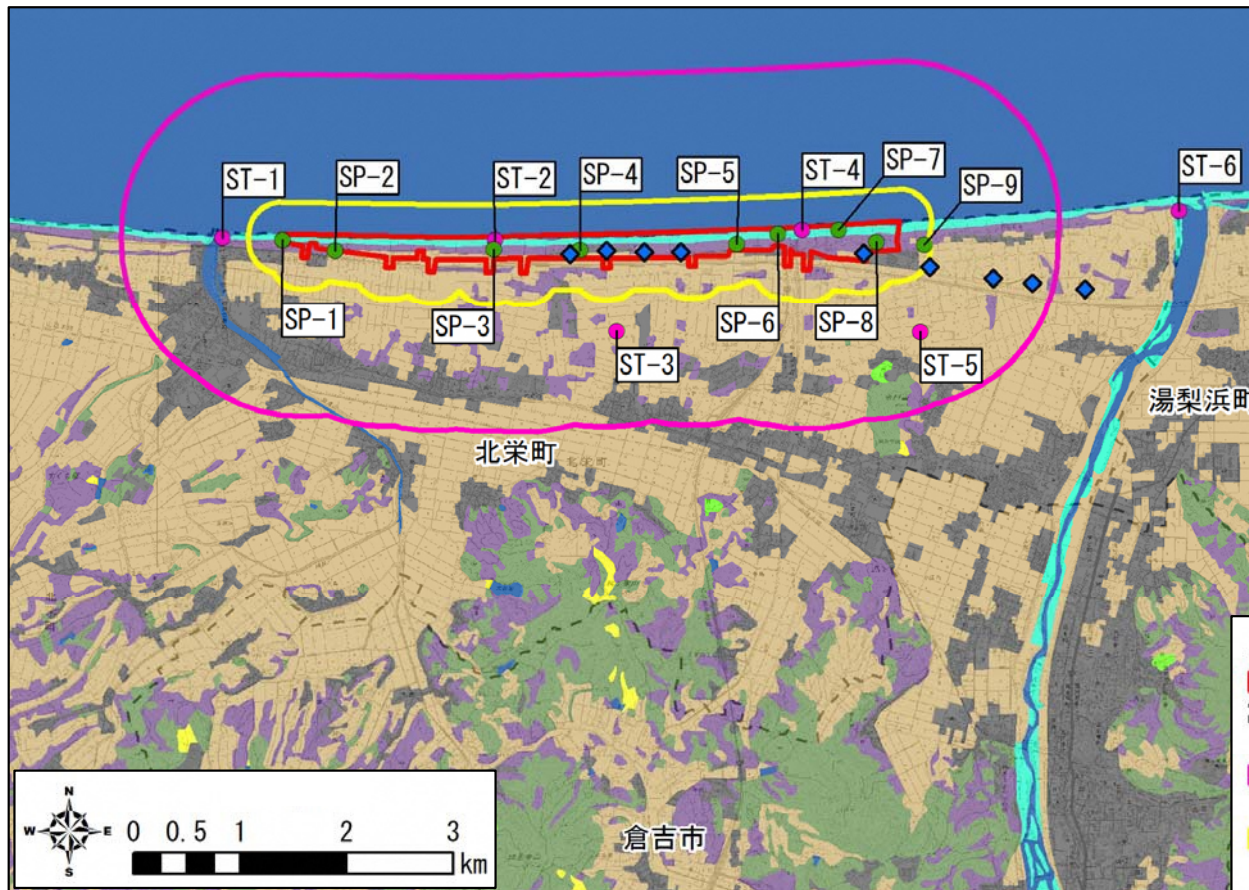
鳥類の任意観察法について、鳥類標識調査を組み込むこと検討してほしい。目視ではなかなか見つからない鳥たちの移動とかが把握できるので、一般鳥類について、特に春と秋の渡りの時期についてはぜひ導入していただきたい。

【桐原委員】

【事業者の回答】

鳥類調査については、

- ・任意踏査：調査地域内を網羅的に観察
 - ・猛禽類調査：毎月定点観察を実施
 - ・渡り鳥調査：春・秋の渡り時期に各4回、定点観察を実施
 - ・小鳥類センサス調査：樹林地、草地・畑雑草群落、砂丘植生・自然裸地に各3地点、計9地点設定
- により鳥類及びその行動を確認できると考えている。



凡例

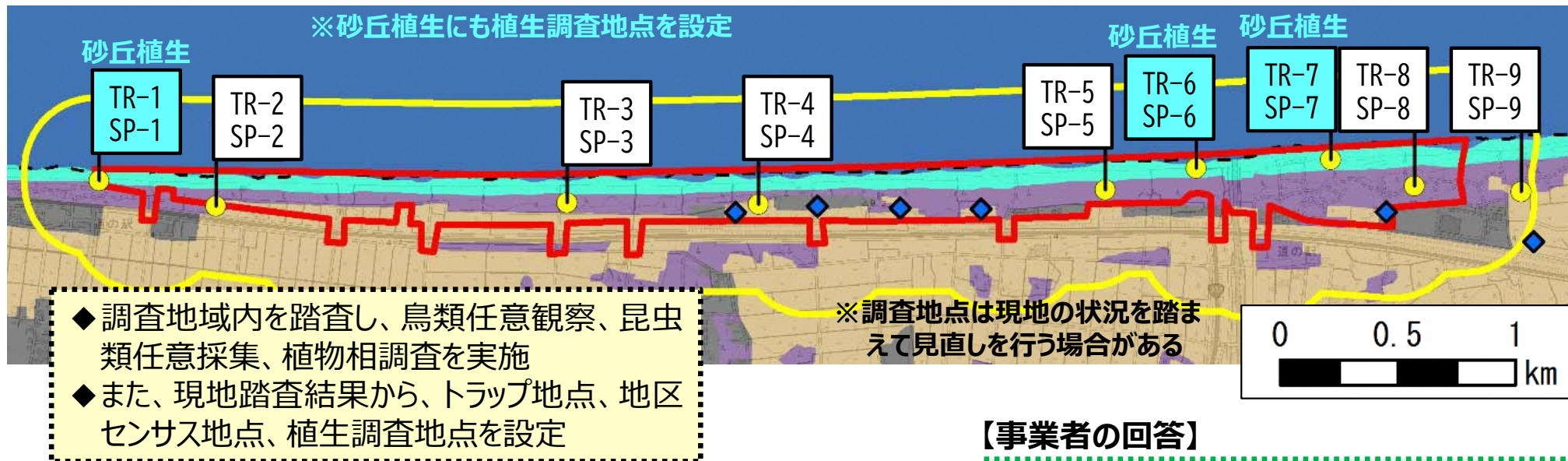
- | | | |
|-----------------------|-------|--------------|
| ■ 対象事業実施区域 | ■ 自然林 | ■ 耕作地等 |
| --- 行政区域 | ■ 二次林 | ■ 河辺・湿原・砂丘植生 |
| ◆ 既設風力発電機(北条砂丘風力発電所) | ■ 植林地 | ■ 市街地・造成地等 |
| ○ 調査地域(希少猛禽類、渡り鳥) | ■ 草地 | ■ 開放水域 |
| ● 調査地点(希少猛禽類、渡り鳥) | | |
| ○ 調査地域(一般鳥類) | | |
| ● 調査地点(上位性餌資源：地区センサス) | | |

1. 環境影響評価審査会(第1回)の質疑応答概要

【質問・意見：動物・植物・生態系④】

海岸植生も重要な環境であり、その視点が抜けている。動植物とも密接にかかわっており、この事業での影響は大きいと思われる。丁寧な調査、評価をしていただきたい。

【桐原委員】



凡例

対象事業実施区域	自然林	耕作地等
行政区域	二次林	河辺・湿原・砂丘植生
既設風力発電機(北条砂丘風力発電所)	植林地	市街地・造成地等
調査地域	草地	開放水域
調査地点(TR：昆虫類トラップ調査) (SP：鳥類地区センサス調査)		

【事業者の回答】

海岸植生（砂丘植生）については、対象事業実施区域の代表的な植生と考えている。
動植物の任意調査（現地踏査）のほか、植生調査、昆虫類調査や生態系調査（小型鳥類を対象とする地区センサス調査）においても海岸植生に調査地点を設定し、現況の把握に努めることとしている。

1. 環境影響評価審査会(第1回)の質疑応答概要

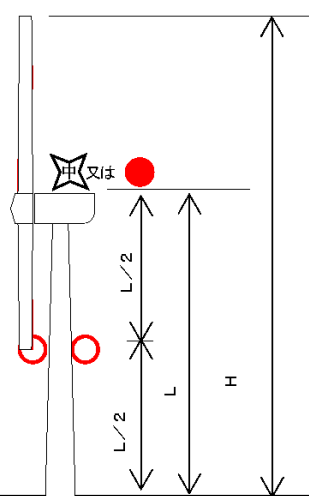
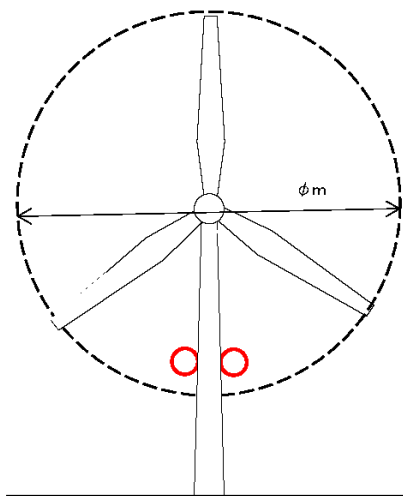
【質問・意見：景観、人と自然との触れ合いの活動の場③】

※追記事項

夜間点灯する航空障害灯に対しては、周辺住民はあまり気にならない、特に苦情は上がらないということか。
【桐原委員】

【航空障害灯の設置】

◆物件の高さ：150m以上315m以下



H：ブレード頂部の高さ
L：ナセル頂部の高さ

✧ 中光度白色航空障害灯 ● 中光度赤色航空障害灯 ○ 低光度航空障害灯 (32 c d 以上)

(出典)「航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領」(令和4年11月, 国土交通省航空局)

【事業者の回答】

高さ60m以上の建築物については、航空法により航空障害灯の設置が義務付けられており、各種対応について同法に基づき検討することを基本とする。具体的な設計は、航空局との協議により実施することとなり、影響が懸念される場合には、必要な対応を検討していくこととなる。

今後住民説明会等ご意見を伺いながら取り組んでいきたいと考える。もしそれが気になるのであれば、環境保全措置として住民の方のご意見を伺いながら検討し、必要に応じて調査の中に取り込んでいきたい。

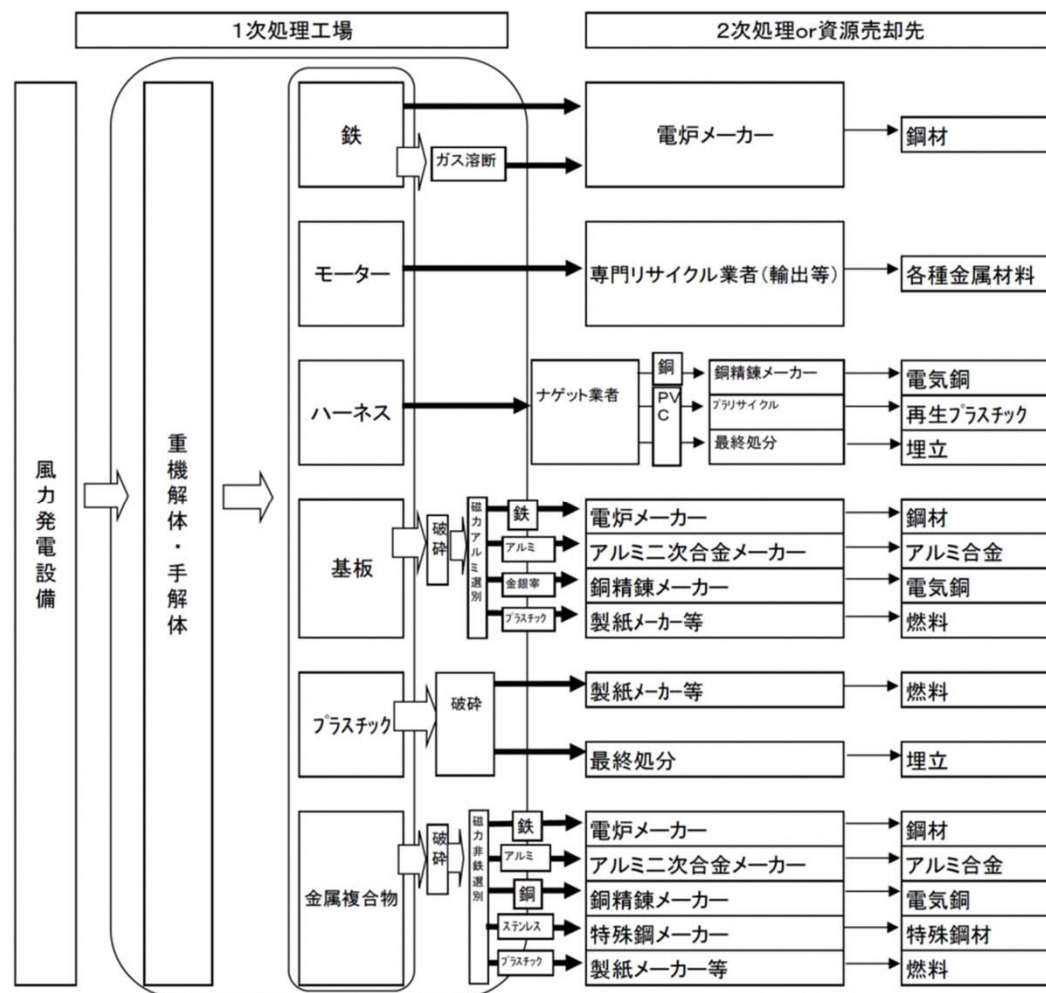
1. 環境影響評価審査会(第1回)の質疑応答概要

【質問・意見：廃棄物②】

※追記事項

風車は必ず老朽化するので、長期的な観点での検討も必要であると思うが、そういうところまで考えなくてよいのか疑問。
【増本清委員】

■風車のリサイクル・処理フロー



【事業者の回答】

アセス上では建設時に発生する廃棄物が対象であるため、建設時のみを想定している。
なお、事業期間終了後の具体的な処理計画については、約20年後における各処分場の状況、リサイクル技術、廃棄物処理に関する法制度並びに廃棄物行政等に応じて適切に対応する。

風車解体後に想定される一般的なりサイクル・処理について、リサイクル事業者へのヒアリング調査の結果、現状において、風車の主要な構成素材である鉄や銅、アルミニウムの金属、コンクリートやGFRPは、既存のリサイクル・処理ルートが確立しており、風車の撤去時には、産業廃棄物処理業者、リサイクル業者等への委託により、一般的なりサイクル・処理が行われていると考えられる。

(参考)「使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する調査結果」(平成26年3月、環境省、経済産業省)

(出典)「使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する調査結果」(平成26年3月、環境省、経済産業省)

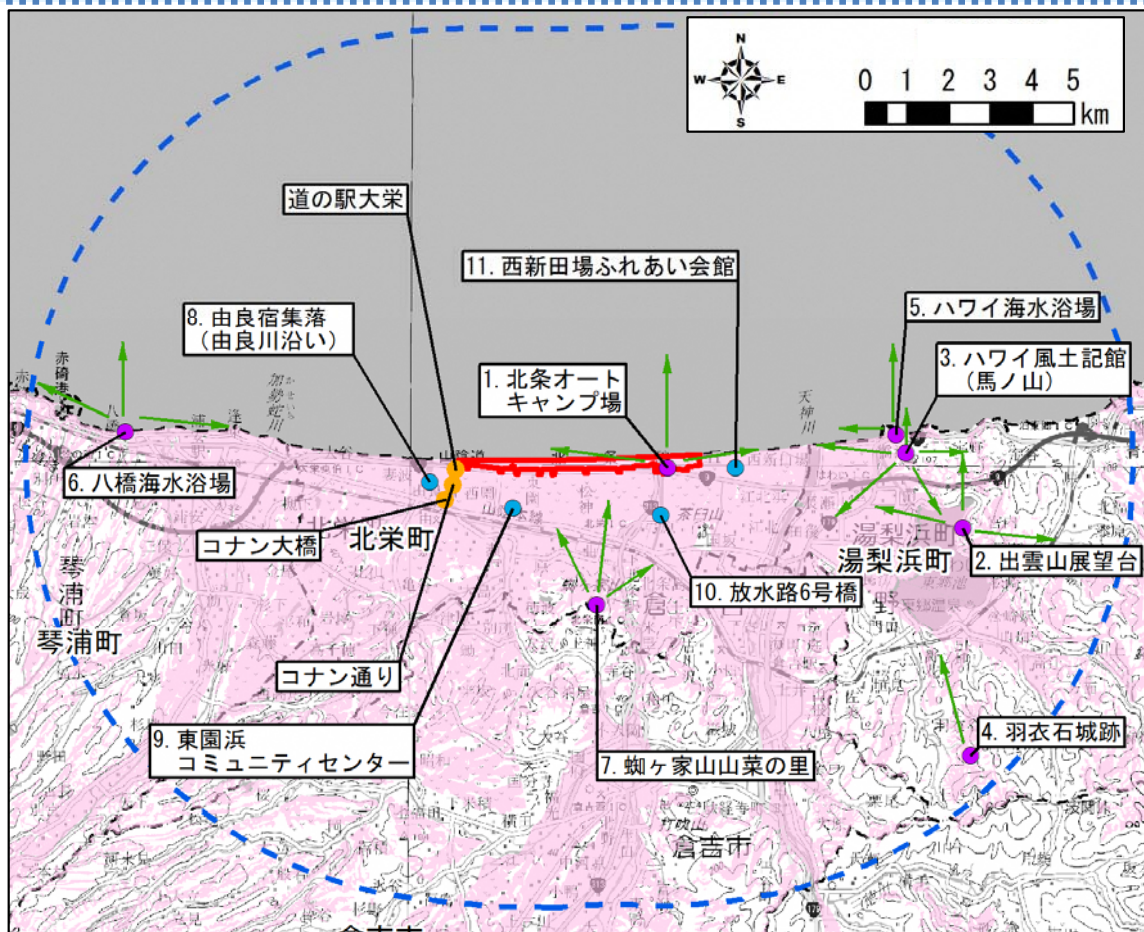
2. 環境影響評価審査会（第1回）の開 催後にあった意見・質問

2. 環境影響評価審査会(第1回)の開催後にあった意見・質問

【質問・意見：文化財①】

北栄町は、「北栄町文化財保存活用地域計画」において「名探偵コナン」をはじめとする「マンガ」を新たな美術工芸品の分野として捉え、その歴史文化を発信していくこととし、マンガ文化を含めた北栄地域財産を楽しむ「北栄地域財産普及啓発事業」を計画している。特に、JR由良駅から青山剛昌ふるさと館までの道は、マンガに関連する文化財群の構成文化財が集中し、「コナン通り」として県内外からの観光・集客の場となっている。そのため、道の駅「大栄」などとともに眺望点として含める必要がある。

【とっとり弥生の王国推進課・文化財課】



【事業者の回答】

ご意見を頂いた地区は、「名探偵コナン」に関連する文化財群の構成文化財が集中するほか、道の駅「大栄」などもあり、県内外からの観光・集客の場となっていることから、これまでの眺望点選定にあたっての考え方をもとに、本地区における眺望点としての選定を検討いたします。

凡例

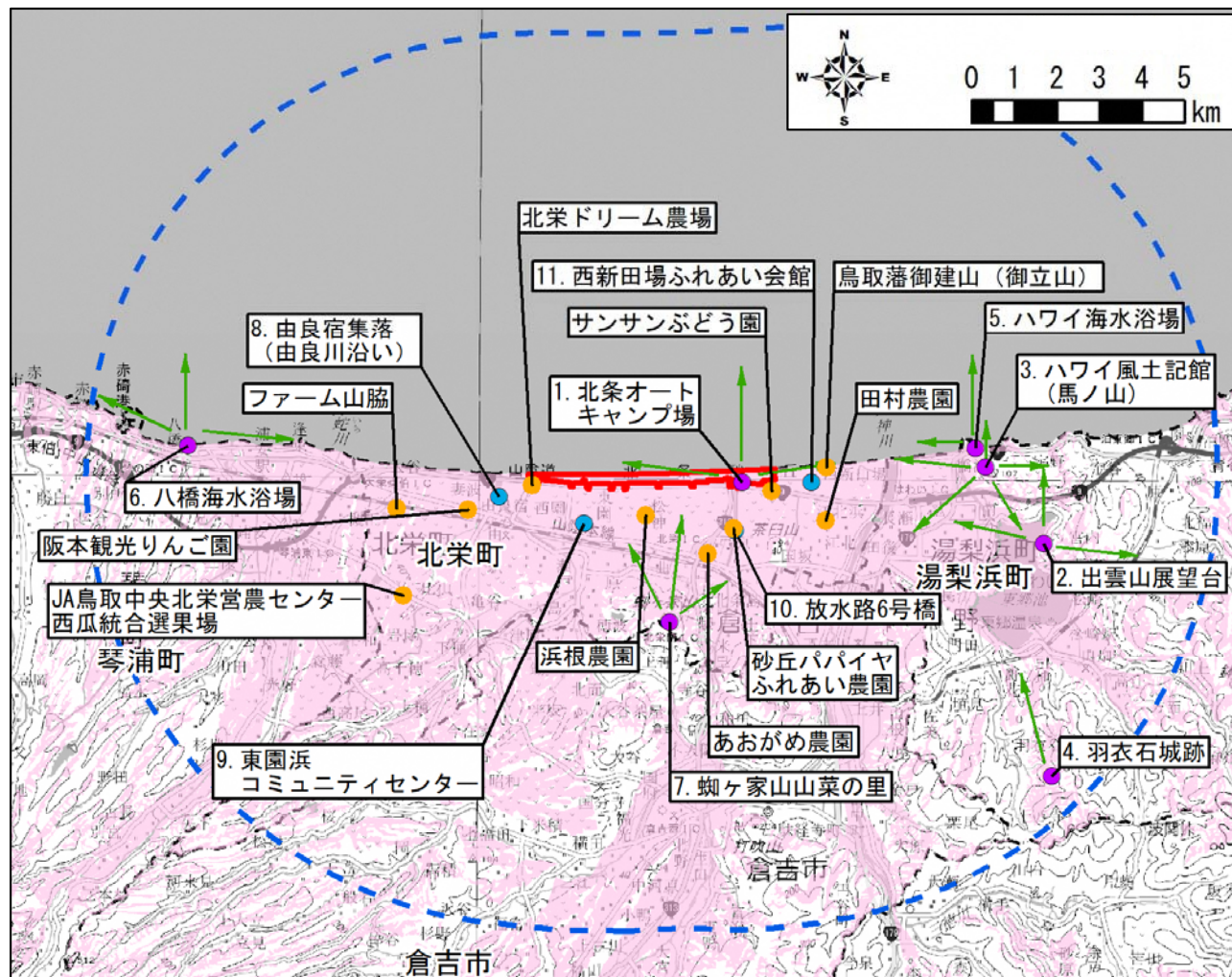
- | | | | |
|--|----------|--|--------|
| | 対象事業実施区域 | | 主要な眺望点 |
| | 行政区域 | | 身近な眺望点 |
| | 予測地域 | | 眺望点 |
| | | | 主な眺望方向 |
| | | | 可視領域 |

2. 環境影響評価審査会(第1回)の開催後にあった意見・質問

【質問・意見：文化財②】

北栄町西新田場一帯は、未指定の文化的景観・鳥取藩御建山（御立山）が存在し、「北栄町文化財保存活用地域計画」において「近世以降の砂丘開発に関連する文化財群」に位置づけられた上で「北条砂丘景観保全事業」が計画されている。北条砂丘には観光農園なども多く存在しており、当該景観の保全に影響を及ぼさないように考慮する必要がある。

【とっとり弥生の王国推進課・文化財課】



【事業者の回答】

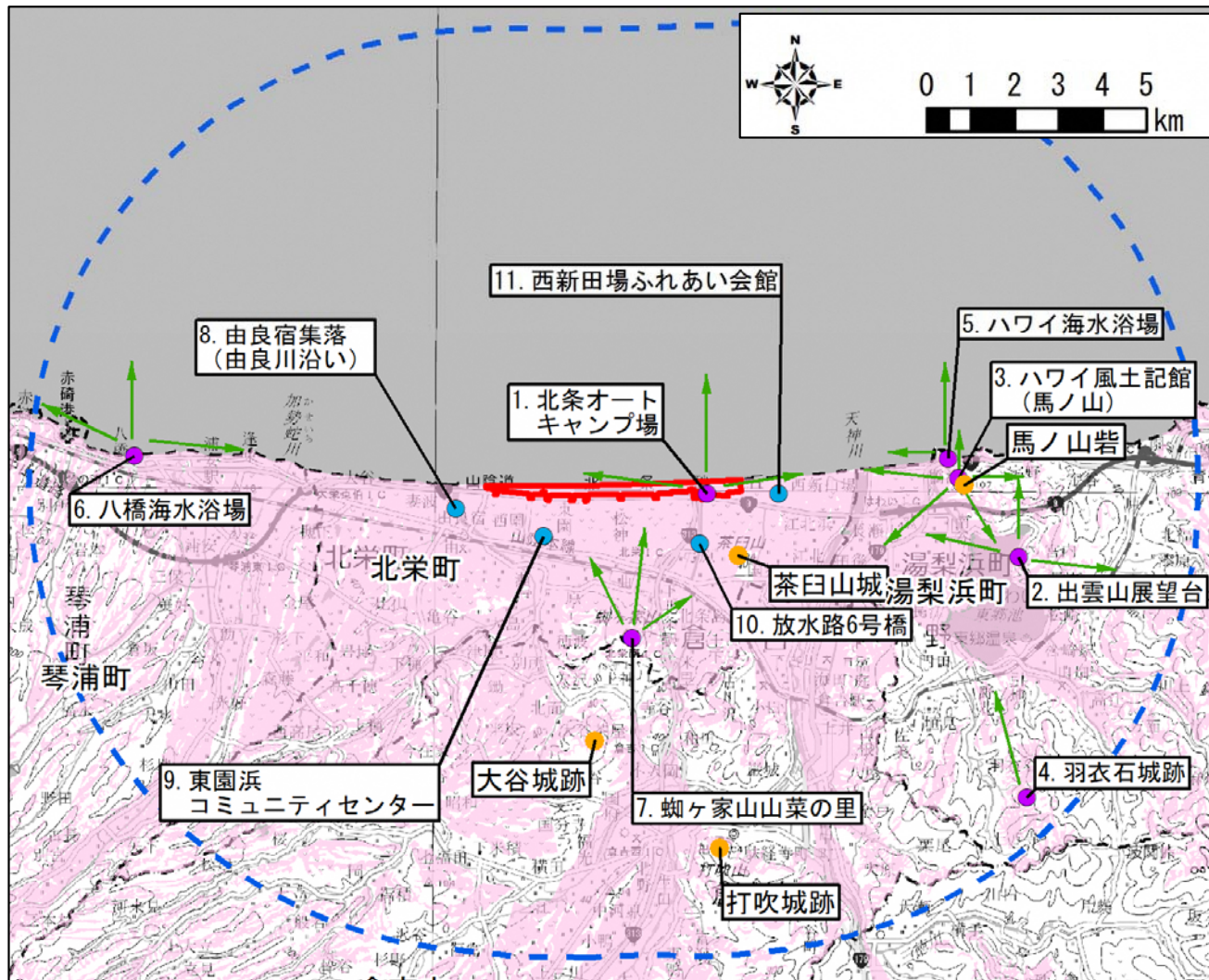
頂いたご意見を参考に、「鳥取藩御建山（御立山）」及び「観光農園」について、これまでの眺望点選定にあたっての考え方をもとに、眺望点としての選定を検討いたします。

2. 環境影響評価審査会(第1回)の開催後にあった意見・質問

【質問・意見：文化財③】

対象事業実施地域が見渡せる周辺の丘陵上には多くの山城等が存在する（茶臼山城、大谷城、打吹城、馬ノ山砦など）。こうした城館からの眺望も環境影響に関わると考えられるので、眺望点として考慮する必要がある。

【とっとり弥生の王国推進課・文化財課】



【事業者の回答】

山城について、方法書では展望施設がある「羽衣石城跡」を主要な眺望点として選定いたしました。また、ご意見にございました「馬ノ山砦」につきましては、周辺一帯の代表点として、展望施設がある「ハワイ風土記館(馬ノ山)」を主要な眺望点として選定しております。その他の山城については、これまでの眺望点選定にあたっての考え方をもとに、眺望点としての選定を検討いたします。

凡例

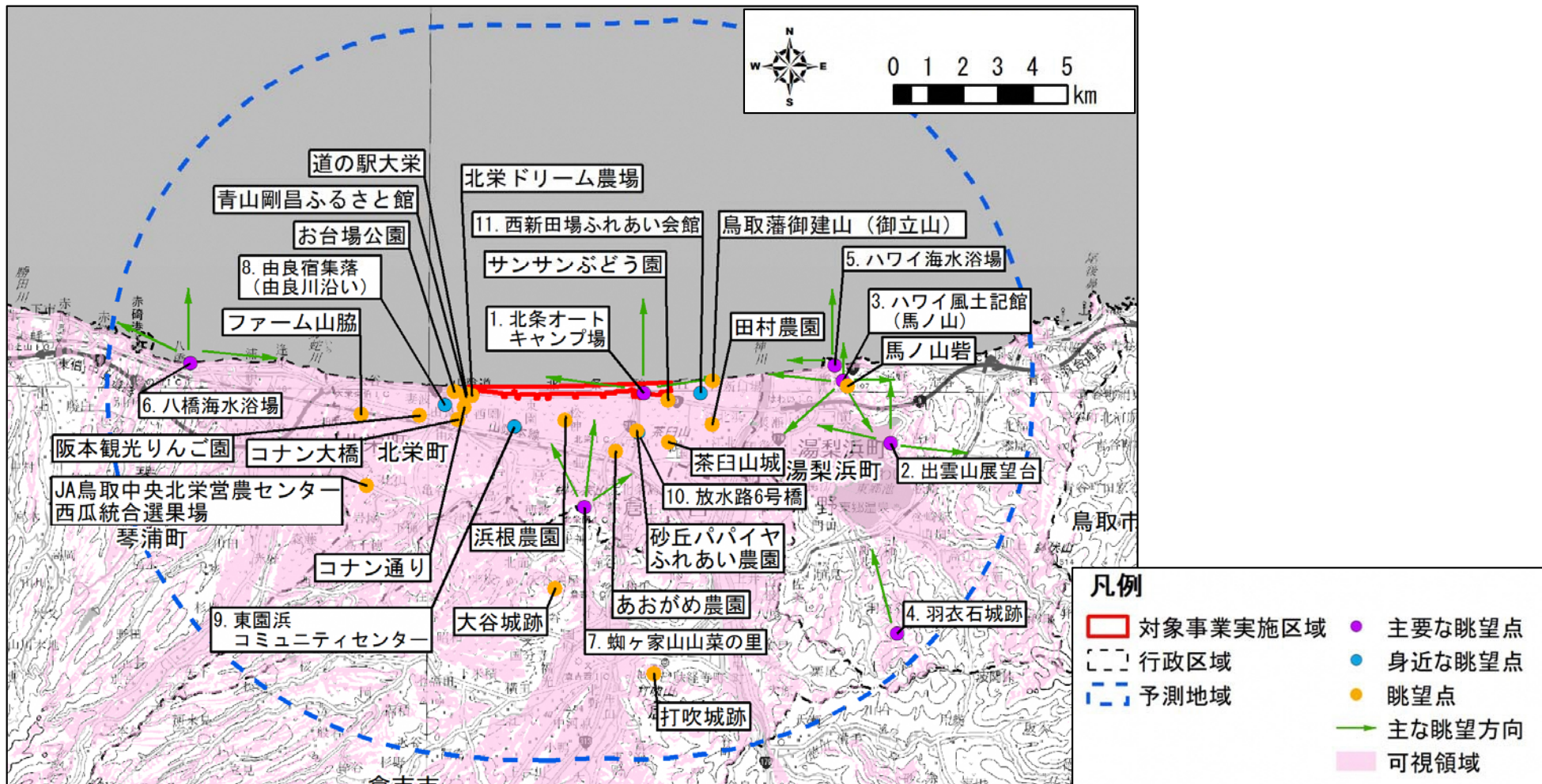
- | | |
|----------|--------|
| 対象事業実施区域 | 主要な眺望点 |
| 行政区域 | 身近な眺望点 |
| 予測地域 | 眺望点 |
| | 主な眺望方向 |
| | 可視領域 |

2. 環境影響評価審査会(第1回)の開催後にあった意見・質問

【質問・意見：文化財①～③、一般意見】

【事業者の見解】

方法書に掲載した眺望点、意見①～③及び一般意見にあった眺望点を重ねると、地点間の距離が近く、眺望状況に大きな差がないものもある。そのような距離が近い地点については、眺望状況や利用状況等を考慮していずれか1地点を代表点として設定いたします。



2. 環境影響評価審査会（第1回）の開催後にあった意見・質問

【質問・意見：その他②】

海岸は対象事業実施区域から外し、近隣地域として検討すべきもの。海岸法の規制に関する記述がない。第1回審査会における当日の説明資料P16で「海浜は外している。変更がないため。」との説明であったが、海岸保全区域との位置関係（海中（水域）・砂浜（陸域））を明確にされたい。

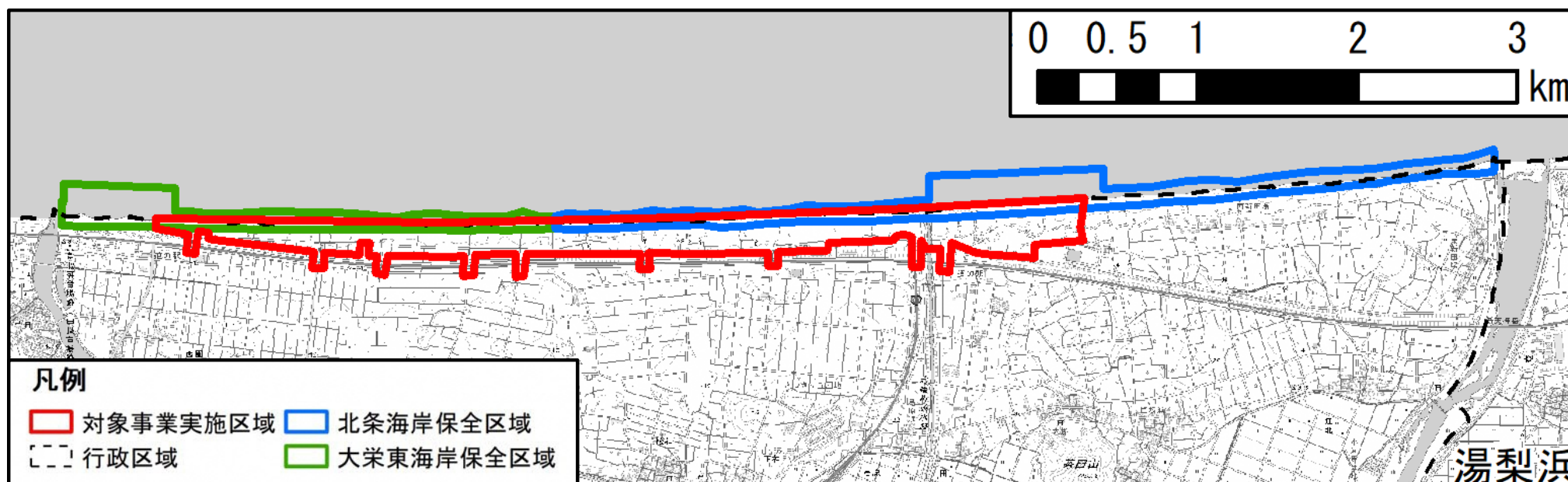
【河川課】

【事業者の回答】

対象事業実施区域の一部は海岸保全区域となっています。

第1回審査会では、環境影響評価項目の選定において、「海域に生息する動物」及び「海域に生育する植物」については、「海域を改変しないため、評価項目として選定しない」との説明をさせていただきました。海浜につきましては改変する可能性があります。

この点に関し、第1回審査会での説明に不十分な点があったと考えております。



【本資料の取り扱いについて】

- ①本資料は、「（仮称）新北条砂丘風力発電事業 環境影響評価方法書」より抜粋し、加筆した資料です。
- ②本資料に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図25000、電子地形図20万を使用したものです。
- ③本資料については、作成した資料への責任の観点から、任意の抜粋、改変、転載等
はご遠慮ください。